

# 2 融資・税制等

## ■ 融資・保証等

制度名	制度の概要	問い合わせ先
<p>中小企業新事業活動促進法に基づく「創業」支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援対象 創業しようとしている方及び創業5年未満の方</li> <li>● 支援内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証協会による信用保証:無担保・無保証で、上限は1,500万円まで</li> <li>・(独)中小企業基盤整備機構による債務保証制度</li> <li>・エンジェル税制</li> <li>・中小企業投資育成(株)の支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 経済産業省経済産業政策局 新規産業室 TEL:03-3501-1569 (独)中小企業基盤整備機構 TEL:03-5470-1575</p>
<p>産業競争力強化法に基づく「創業」支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援対象 産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業を受けた創業者</li> <li>● 支援内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録免許税の軽減 株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(資本金の0.7%→0.35%)</li> <li>・信用保証協会による信用保証 無担保・無保証で、上限は1,500万円まで 利用開始が事業開始6か月前(従来は創業2か月前)から利用の対象</li> <li>・創業・第二創業補助金                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①創業・第二創業補助金 新たに起業チャレンジしたい女性・若者等創業希望者及び創業者、事業承継を契機に既存の不採算部門を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して支援(補助上限200万円(第二創業の場合は1,000万円)、補助率2/3)</li> <li>②創業支援事業者補助金 産業競争力強化法における創業支援事業者が認定創業支援事業計画(市区町村が策定)に基づき行う創業者支援の取組に対して、支援(補助上限1,000万円、補助率2/3)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中小企業庁経営支援部 創業・新事業促進課 TEL:03-3501-1767</p>
<p>中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新」支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援対象 事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、都道府県の承認を受けた中小企業者、組合等</li> <li>● 支援内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府系金融機関による「設備資金」、「長期運転資金」に対する低利融資制度</li> <li>・信用保証の特例:限度枠の別枠化</li> <li>・高度化融資制度:融資条件の優遇措置</li> <li>・中小企業投資育成(株)の支援(別掲)</li> <li>・特許料等の減免措置</li> <li>・販路開拓コーディネート事業:新商品等の紹介、取り次ぎ</li> </ul> </li> </ul>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課 TEL:03-3501-1816 各県中小企業担当課(巻末参照)</p>

制度名	制度の概要	問い合わせ先
地域建設業経営強化融資制度	公共工事または公共性のある民間工事の請負代金債権を担保に低利で簡易・迅速に融資を受けられる。また、未完成部分の施工に要する資金についても、前払金の支払をうけている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなる。 ※本事業に係る助成金等を支出している建設業金融円滑化基金がすべて取り崩された場合には、その時点で助成等は終了します。	国土交通省総合政策局 建設市場整備課 TEL:03-5253-8111(代) 中国地方整備局計画・建設産業課 TEL:082-221-9231(代) (一財)建設業振興基金 金融支援部 TEL:03-5473-4575
下請債権保全支援事業	債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請次数に関係なく支払保証を受けられる制度で、ファクタリング会社に対して支払う保証料の一部が助成される。保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階だが、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階から、保証を受けられる。	
経営者保証に依存しない資金調達 の支援 (経営者保証に関するガイドライン の利用のための専門家派遣事業)	「経営者保証に関するガイドライン」の内容に基づき、求められる中小企業等の経営状況がある一定水準に達するような努力がなされていることの確認検証が外部専門家によりされた場合、経営者保証不要で金融機関からの資金調達が可能になる場合がある。 ガイドラインの内容に精通した専門家によるガイドラインの内容説明やガイドラインの内容に即した経営状況であるかどうかの検証、ガイドラインの内容に即した経営状況を実現させるための体制構築に関するアドバイスを受ける事ができる。	(独)中小企業基盤整備機構 中国本部 TEL:082-502-6555
中小企業技術基盤強化税制	中小企業者がその事業年度において損金の額に導入する試験研修費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除	国税庁、国税局(事務所)、または税務署の税務相談窓口 <a href="http://homepage3.nifty.com/shigehisa_cpa/Html/Zeimusyolist.html">http://homepage3.nifty.com/shigehisa_cpa/Html/Zeimusyolist.html</a>
中小企業再生ファンド (再生支援出資事業)	再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて資金供給や経営支援を行う。	鳥取県 (公財)鳥取県産業振興機構 TEL:0857-52-6701 島根県 松江商工会議所 TEL:0852-23-0701 岡山県 (公財)岡山県産業振興財団 TEL:086-286-9682 広島県 広島商工会議所 TEL:082-511-5780 山口県 (公財)やまぐち産業振興財団 TEL:083-922-9931

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
企業自立サポート融資	県内の中小企業者等が、新分野進出のための資金、経営改善のために必要な資金を融資する。	鳥取県商工労働部経済産業総室 経営支援室 TEL:0857-26-7453
環境産業支援金融融資事業	県内廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、県内におけるリサイクルに寄与する施設・設備の整備事業を県が認定し、有利な条件で金融機関からの融資を受けられる制度	鳥取県商工労働部立地戦略課 TEL:0857-26-7564
企業参入支援資金	新たに農業経営を開始しようとする企業に対し、機械・施設の導入に必要な資金を融資、償還期間15年以内(うち据置期間7年以内)、融資率100%、貸付限度額2億円)	鳥取県農林水産部経営支援課 金融担当 TEL:0857-26-7260

●島根県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業融資制度	中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協力を得て行います。	島根県商工労働部中小企業課 TEL:0852-22-5883

●岡山県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
融資制度 (事業再生資金)	再生計画の策定・実行により事業の再生を図る中小企業者について低利・低保証料の融資制度で支援する。	岡山県産業労働部経営支援課 TEL:086-226-7361 岡山県信用保証協会 TEL:086-243-1122 中国銀行ほか 岡山県融資制度取扱金融機関

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先																
中小企業新事業活動促進法に基づく承認・支援	中小企業者が新たな取り組みによる「経営革新計画」を作成し、知事による承認を受けた場合に、該当する支援策の利用が可能になる。 ・低利の融資、信用保険の特例 外 ※計画の承認を受けても、支援策の利用には、別途金融機関等各支援機関の審査が必要	広島県商工労働局経営革新課 TEL:082-513-3371 Mail:syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp																
緊急対応融資 (緊急経営基盤強化資金)	経営環境の変化等によって経営の悪化を来している者で、中長期的(概ね3年後)には業況が回復する見込みがある中小企業者・組合等が利用できる融資制度 H27.4.1現在	広島県商工労働局経営革新課 TEL:082-513-3321 Mail:syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">融資 限度額</th> <th rowspan="2">資金 使途</th> <th rowspan="2">融資 期間</th> <th colspan="2">貸出利率(固定金利)</th> <th rowspan="2">保証 料率</th> </tr> <tr> <th>保証付</th> <th>保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,000 万円</td> <td>運転</td> <td>10年 (据置1年)</td> <td>1.2%</td> <td>1.5%</td> <td>0.40%~ 1.33%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 経営安定関連保証の適用を受ける場合、保証料率0.7%とする。</p>		融資 限度額	資金 使途	融資 期間	貸出利率(固定金利)		保証 料率	保証付	保証なし	4,000 万円	運転	10年 (据置1年)	1.2%	1.5%	0.40%~ 1.33%		
融資 限度額	資金 使途	融資 期間				貸出利率(固定金利)			保証 料率									
			保証付	保証なし														
4,000 万円	運転	10年 (据置1年)	1.2%	1.5%	0.40%~ 1.33%													
産業支援融資 (事業活動支援資金)	「経営革新計画の承認を受けて行う事業」や「事業転換・多角化によって新分野に進出するための事業」を行う者、「(公財)ひろしま産業振興機構が行う『中小企業技術・経営力評価制度』の評価書の発行を受けた者」などの中小企業者・組合等が利用できる融資制度 H27.4.1現在	広島県商工労働局経営革新課 TEL:082-513-3321 Mail:syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">融資 限度額</th> <th rowspan="2">資金 使途</th> <th rowspan="2">融資 期間</th> <th colspan="2">貸出利率(固定金利)</th> <th rowspan="2">保証 料率</th> </tr> <tr> <th>保証付</th> <th>保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2億円 (うち運転 資金6,000 万円)</td> <td>運転</td> <td>7年 (据置3年)</td> <td>1.4%</td> <td>1.7%</td> <td rowspan="2">0.40%~ 1.33%</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>10年 (据置3年)</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 設備資金の貸出利率について、H27年度新規融資分は通常の貸出利率から0.7%引き下げる(表中の利率は、引下げ後の利率)。 ・ 運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の融資期間及び貸出利率を適用する。</p>		融資 限度額	資金 使途	融資 期間	貸出利率(固定金利)		保証 料率	保証付	保証なし	2億円 (うち運転 資金6,000 万円)	運転	7年 (据置3年)	1.4%	1.7%	0.40%~ 1.33%	設備	10年 (据置3年)
融資 限度額	資金 使途	融資 期間				貸出利率(固定金利)			保証 料率									
			保証付	保証なし														
2億円 (うち運転 資金6,000 万円)	運転	7年 (据置3年)	1.4%	1.7%	0.40%~ 1.33%													
	設備	10年 (据置3年)	0.7%	1.0%														
労働支援融資 (雇用促進支援資金)	「新たに正社員を雇用(非正社員から正社員への転換を含む。),「新たに障害者又は65歳以上の高年齢者を常用雇用」,及び「障害者又は65歳以上の高年齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善」を行う中小企業者が利用できる融資制度 H27.4.1現在	広島県商工労働局経営革新課 TEL:082-513-3321 Mail:syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">融資 限度額</th> <th rowspan="2">資金 使途</th> <th rowspan="2">融資 期間</th> <th colspan="2">貸出利率(固定金利)</th> <th rowspan="2">保証 料率</th> </tr> <tr> <th>保証付</th> <th>保証なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7,000 万円</td> <td>運転</td> <td>7年 (据置1年)</td> <td>1.4%</td> <td>1.7%</td> <td rowspan="2">0.40%~ 1.33%</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>10年 (据置3年)</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 設備資金の貸出利率について、H27年度新規融資分は通常の貸出利率から0.7%引き下げる(表中の利率は、引下げ後の利率)。 ・ 運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の融資期間及び貸出利率を適用する。</p>		融資 限度額	資金 使途	融資 期間	貸出利率(固定金利)		保証 料率	保証付	保証なし	7,000 万円	運転	7年 (据置1年)	1.4%	1.7%	0.40%~ 1.33%	設備	10年 (据置3年)
融資 限度額	資金 使途	融資 期間				貸出利率(固定金利)			保証 料率									
			保証付	保証なし														
7,000 万円	運転	7年 (据置1年)	1.4%	1.7%	0.40%~ 1.33%													
	設備	10年 (据置3年)	0.7%	1.0%														
<p>※ 上記の他に、小規模融資(小口資金, 無担保資金), 経営安定融資(一般資金, 流動資産担保資金), 緊急対応融資(借換資金, 経営改善支援特別資金), 産業支援融資(創業支援資金)などの融資制度がある(それぞれに要件, 限度額, 融資期間等の規定あり)。</p>																		

●山口県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
中小企業制度融資 (新事業展開等支援資金)	県中小企業支援センター等からビジネスプランについての推薦を受けて新たな取り組みを行うものや国が指定する不況業種に属するものであって、新たに経営の多角化を図る中小企業者等を融資対象としています。	山口県商工労働部経営金融課 TEL:083-933-3188 山口県信用保証協会 TEL:083-921-3090

■ 税制

制度名	制度の概要	問い合わせ先
エンジェル税制 (ベンチャー企業投資促進税制)	特定の中小・ベンチャー企業に投資する個人投資家に対する課税の特例措置	中国経済産業局新事業支援室 TEL:082-224-5658
生産性向上設備投資促進税制	<p>先端設備や生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は5%（建物・構築物は3%）の税額控除が選択適用できるものです。</p> <p>●適用期間 平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に以下の設備を取得し、事業の用に供した場合適用となります。（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した場合は、取得価額の特別償却（50%、建物・構築物は25%）と税額控除（4%、ただし建物・構築物は2%）の選択適用となります。なお、税額控除額はその事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。）</p> <p>【A】先端設備・「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記の要件を全て満たすもの（サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。）</p> <p>①最新モデル ②生産性向上（1%） ③最低取得価格以上</p> <p>【B】生産ラインやオペレーションの改善に資する設備・「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記の要件を全て満たすもの</p> <p>①投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上） ②最低取得価格以上</p> <p>●適用対象者 青色申告者である個人事業者又は法人（中小企業に限られません）</p>	中国経済産業局 地域経済部地域経済課 TEL:082-224-5684 経済産業省経済産業政策局 産業再生課 TEL:03-3501-1560
中小企業投資促進税制	<p>中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できるものです。</p> <p>なお、生産性の向上に資する設備の投資について、①特別償却割合30%を即時償却に、②個人事業主、資本金3,000万円以下法人について税額控除割合を7%から10%に、③資本金3000万円超1億円以下法人に7%の税額控除を適用することとした上で、適用期間を3年間延長することとしています。</p> <p>●適用期間 中小企業者等が以下の設備を平成29年3月31日までに取得し、指定業種（※）の用に供した場合に適用となります。</p> <p>「機械装置」「器具備品、工具」「ソフトウェア」「貨物自動車」「内航船舶」 （※）指定業種 製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業・その他の飲食店業（料亭、バー、ナイトクラブその他これらに類する事業は除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、通信業、損害保険代理業、サービス業（映画業、通信業以外の情報通信業、駐車場業、宿泊業、医療・福祉業、教育・学習支援業、自動車整備業、機械・家具等修理業、その他の事業サービス業、廃棄物処理業）</p> <p>●適用対象者 青色申告者である中小企業者等に限られます。</p>	中国経済産業局 地域経済部地域経済課 TEL:082-224-5684 中国経済産業局産業部中小企業課 TEL:082-224-5661 中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803